

定期積金（スーパー積金）規定

1. （積金契約の成立）

当金庫は、お客様からこの積金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該積金に係る契約が成立するものとします。

1の2. （掛金の払込み）

定期積金（以下「この積金」といいます。）は、通帳（掛込帳を含みます。以下同じです。）記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず通帳をお差出してください。

2. （証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は通帳の当該払込み記載を取り消したうえ、受入店で返却します。

3. （給付契約金の支払時期）

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

4. （払込みの遅延）

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または、通帳記載の年利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。

5. （反社会的勢力との取引拒絶）

この積金は、第9条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。

6. （給付補填金等の計算）

- (1) この積金の給付補填金は、通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、次の第3号の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ② 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この積金は満期日前に解約できません。
 - ②の2 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの積金を解約する場合など、満期日前の解約をするときおよび第9条第2項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、次の第3号の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ③ 前各号の計算に適用する利率は、次のとおりとします。
 - A 初回払込日から第1号の場合は満期日、第2号の場合は解約日までの期間が1年未満のもの。

解約日における普通預金利率
 - B 初回払込日から第1号の場合は満期日、第2号の場合は解約日までの期間が1年

以上のもの。

約定年利回り×60%（小数点第4位以下は切捨て）

④この計算の単位は1円とします。

7.（先払割引金の計算等）

- (1)この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を通帳記載の利回りに準じて満期日に計算します。この場合、先払日数60日以上のものに限ります。
- (2)先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

8.（満期日以後の利息）

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

9.（解約）

- (1)この積金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して、通帳とともに取引店に提出してください。
- (1)の2. 前項の規定にかかわらず、本規定に定める積金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が積金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
- (2)次の各号の一にでも該当し、当金庫がこの積金を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの積金取引を停止し、または積金契約者に解約の通知をすることによりこの積金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、この解約により当金庫に損害が生じたときには、その損害額を支払ってください。

- ①積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②積金契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ③積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場

合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(3)前項によりこの積金が解約され掛金残高がある場合、所定の受取欄（当金庫所定の払戻請求書）に届出の印章により、記名押印して（この通帳とともに）取引店に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

9の2.（満期自動解約処理）

第9条第1項の規定にかかわらず、この積金のうち、積金契約者から、当金庫所定の申込書または「定期積金満期時自動解約・自動入金依頼書」により満期自動解約処理の依頼を受けたものについては、当初満期日の前日までにすべての掛金の払い込みが完了していた場合にかぎり、次のとおり取り扱います。

- ①この積金は、当初満期日に自動的に解約され、給付契約金（税引後）の全額について、指定口座に入金されるものとします。
- ②第4条により満期日が繰延べされている場合であっても、この積金は当初満期日に自動解約され、給付契約金（税引後）の全額から遅延期間に相当する遅延利息を差し引いた金額について、指定口座に入金されるものとします。
- ③自動解約され、指定の口座へ入金された後は、この積金の通帳は無効になります。

10.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1)通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2)通帳または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおきまた、保証人を求めることがあります。

11.（成年後見人等の届け出）

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、積金契約者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様にお届けください。
- (4)前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

(5)前四項の届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が積金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

13. (譲渡、質入れ)

- (1)この積金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2)当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

14. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

15. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)

- (1)この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前項により相殺する場合には、つぎの手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとします。なお、通知と同時に、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当金庫に提出してください。
 - ②複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異義を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。
 - ①この積金の利息相当額等の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回りを適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (規定の変更)

(1)この規定の各条項は、金融情勢その他の諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(2)前項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(2026 年 10 月 1 日)